

台風等で罹災した廃棄物の持ち込みについて

- 1 秩父広域市町村圏組合の廃棄物処理施設（秩父クリーンセンター・秩父環境衛生センター）に搬入する場合は、それぞれの処理施設に対して、廃棄物処理手数料減免申請書を所在する市町役場に提出してください。
- 2 罹災した廃棄物を廃棄物処理施設へ搬入する際には、各市町で発行する被災又は罹災証明書のコピー（1部）をお持ちください。
- 3 罹災した一般家庭の家財及び店舗、事業所等の事業系一般廃棄物に限り受入れをします。（建築廃材、産業廃棄物の受入れは出来ません。）
- 4 一般廃棄物であっても、適正処理困難物等の受入れはできません。
（プロパンガスボンベ・タイヤ・消火器・塗料・農薬等）
- 5 家電リサイクル法対象4品目（テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機）は、受入れできますが、家電リサイクル券を購入していただく必要があります。家電リサイクル券は、事前に郵便局で購入し、貼らずに持参してください。なお、取り引きのある家電店がある場合は、事前にご相談ください。
- 6 土台、基礎コンクリート、瓦、土砂、灰、断熱材等は受入れできません。
- 7 その他廃棄物の内容によっては、処理施設へ搬入できない場合があります。

秩父クリーンセンターへの搬入物（代表的なもの）

- ① 罹災した衣類、寝具類、紙類、カーペット等の可燃物
- ② 罹災した畳（原形を保った状態のものを搬入する場合、1日に6畳相当分まで受入れできます。）なお、8等分に切断したものについては、この限りではありません。
- ③ 罹災した家具類（解体されたもの）
※ クリーンセンターでは焼却処理するため、金属等が混入すると故障の原因となりますので、きちんと分別を行っていない場合は受入れできません。

秩父環境衛生センターへの搬入物（代表的なもの）

- ① 罹災した家具類…そのままの状態を持ち込む
- ② 家電リサイクル法対象4品目（リサイクル券を購入）
なお、リサイクル券は事前に郵便局で購入してください。
- ③ 罹災した家電リサイクル法対象4品目以外の電化製品等（パソコンを除く）
- ④ カン、ビン、ガラス、陶磁器等
- ⑤ 罹災した自転車、バイク（125cc以下）

受入時間：午前9時00分から午前12時00分
午後1時00分から午後 3時30分

上記事項並びに処理施設の係員が行う搬入場所等の指示を遵守のうえ、搬入をお願いします。

問い合わせ先

秩父クリーンセンター（可燃ごみ） ☎ 24-8050

秩父環境衛生センター（不燃ごみ） ☎ 23-8921